

別添1

令和7年度第2回東北森林管理局事業評価技術検討会審議概要

1 開催日時 令和8年2月26日(木) 9時56分～11時54分

2 開催場所 東北森林管理局 4階第3会議室

3 出席者

(1)事業評価技術検討会

会長 高田 克彦

委員 山本 信次

委員 菊池 俊一

委員 山中 高史

(2)局出席者(検討委員会委員等)

森林整備部長

計画保全部長

計画課長

治山課長

森林整備課長

資源活用課長

森林整備課課長補佐(説明員)

森林整備課係員(説明員)

企画調整課監査官(事務局)

企画調整課監査係長(事務局)

4 評価の対象

(1)事前評価

【森林環境保全整備事業】

・東青森林計画区(青森森林管理署)

・北上川上流森林計画区(盛岡森林管理署)

・宮城南部森林計画区(仙台森林管理署)

・子吉川森林計画区(由利森林管理署)

5 事業評価技術検討会の意見

(1)事前評価

【森林環境保全整備事業】

「効率的な森林整備と路網整備を適切に進めることにより、森林の生物多様性の向上及び公益的機能の発揮、並びに山村の生活基盤の整備と木材生産等を通じた地域振興への寄与が期待されることから、事業実施の必要性が認められる。」

6 質疑応答

事前評価(森林環境保全整備事業)

委員:複層伐実施箇所について、どのような基準で選ばれているのか教えて欲しい。

当局:特に林道からの距離、傾斜、地域的に条件が良いところは、特に効率的な施業を推進する森林に指定し、皆伐して単層林として再造林する。そして、そのような条件には合致しないところを主に複層林に誘導している。

委員:チェックリスト(優先配慮事項 山村の活性化)について、当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画であれば A 判定、山村の生活基盤の向上に寄与する計画であれば B 判定となるが、どちらの判定とするか。5年前の判定はどのようになっていたのか。

当局:5年前の同計画区では B 判定であったが、昨年の特記計画区では A 判定であった。

委員:本計画区の5年前と今回で違うところがあるのかというのが大きな論点。特段、A 判定に変えなければならない理由がないため B 判定とする。

委員:チェックリスト(優先配慮事項 効果的な事業の推進)について、市町村の振興計画等との調整が図られているのであれば A 判定、市町村の振興計画等と調整中であれば B 判定となるが、振興計画がないため、振興計画等についてどのように解釈しているのか。

当局:市町村森林整備計画で森林管理局長の意見も出すことになっているので、そういった意味では調整はされているものと理解している。

委員:振興計画という文言があるが、市町村森林整備計画について調整をしているので A 判定とする。

委員:チェックリスト(優先配慮事項 多様な森林づくり 多面的機能を発揮する健全な森林の育成)について、事業計画区域の齢級が3~12となっているが、高齢級の間伐をするときに12齢級で止めて良いのか。また、A、B の別により良し悪しが判断されるフォーマットとなっていない部分なども見受けられるので、修正等について検討願いたい。

当局:チェックリストの内容については、現状と合わないものもあるため、これまでも林野庁へ修正要望しているが、ご指摘を踏まえて引き続き要望していきたい。